

[事案 2020-284] 新契約無効請求

・令和3年7月19日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年9月に契約した終身保険について、実際の契約内容は生存保険金を70歳から5年毎に4回受け取れる内容であったが、募集人から、5回受け取れるとの誤った説明を受け、それを信じて契約したため、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、パンフレット、保障設計書を用いて契約内容を説明しており、申立人は契約内容を確認・了知したとして申込書の受領欄に押印していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 意向確認書には、「終身の死亡保障」にチェックが付けられておらず、「老後の生活資金の準備」に付けられており、申立人のニーズは死亡保障ではなく、年金であった。
- (2) 当時、保険会社では年金商品も販売していたことからすると、募集人は、年金商品も案内すべきであった。